

令和 7 年度委託訓練（在職者対象）事業 実施業務仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度委託訓練（在職者対象）事業実施業務

2 業務内容

（1）基本事項

ア 事業の概要

この委託訓練は、在職者の能力開発を促進するために、職業能力開発促進法（以下、「能開法」という。）に基づく公共職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施するものである。

なお、訓練の実施主体は鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）倉吉校とし、訓練実施に直接的に関連する業務はセンター倉吉校校長が行う。

イ 対象事業

職業訓練業務及びこれに付随する以下の業務

- （ア）訓練生の募集活動への協力
- （イ）訓練生の出欠席の管理及び指導
- （ウ）訓練指導記録の作成
- （エ）訓練実施状況の把握及び報告
- （オ）その他、鳥取県が必要と認める事項

ウ 事業目的

受託者が実施する職業訓練において、訓練生全員のパソコンスキルが向上できるようになることを目標とする。

（2）在職者訓練の設定・実施に関する条件

ア 訓練スケジュール、カリキュラム設定

- （ア）訓練スケジュールは、各訓練計画書に掲げる日程・期間・定員で設定すること。
- （イ）カリキュラム内容が、教育訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。

イ 指導体制

- （ア）講師の人数は、実技の指導にあつては、訓練生が 15 人までは 1 人、15 人を超える場合は 2 人以上（助手を含む）の講師を必要とする。ただし、カリキュラムの難易度や受講生個々の学習理解度に応じ適宜補助講師（助手）を配置する等、受講生の理解度に差が生じないよう努めること。なお、企画提案書提出以降、講師の変更は原則認められない。
- （イ）講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は能開法第 30 条の 2 第 2 項の規定に該当する者等であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。
- （ウ）講師は受託を希望する科に類する職業訓練・研修等の指導経験があること。（訓練受

持時間数の上位5名の講師の経験年数は、平均3年以上である指導体制が望ましい。）

ウ 訓練の実施施設・設備

- (ア) 訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等しており常に使用できる状態であること。なお、企画提案書提出以降、訓練実施施設の変更は原則認められない。
- (イ) 教室面積1人当たり1.65平方メートル以上、パソコン1人1台以上（情報通信系に限る。）であること。
- (ウ) 訓練生が快適に訓練を受講できる照明、空調・換気、トイレ等施設・設備が整備されていること。
- (エ) 教室には、訓練に必要な訓練生用の机、いす及びホワイトボード等が必要数設置されていること。
- (オ) カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合は、次の条件を満たしていること。
 - a パソコンについては、1人1台の割合で設置されていること。
 - b ソフトウェアについては使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

エ 訓練実施に当たっての留意事項

- (ア) 訓練受講希望者の応募状況等に応じた措置
訓練生の数は、定員にかかわらず、入校状況等により減員となる場合がある。
- (イ) 訓練生への対応
受託者は、訓練期間中にあつては、訓練生からの苦情、その他の問い合わせ等のための体制整備を図り、対応すること。

オ 訓練実施状況等の報告等

受託者は、契約書に基づく訓練実施状況に係る報告を行うとともに、センターが行う調査（訓練生の出席状況、実施した訓練内容等）に応じること。

カ 安全衛生

受託者は、訓練を実施するに当たり、職業訓練上又は通所途上の事故の防止等、訓練生の安全衛生については十分配慮すること。

また、緊急時に迅速に対応できるようセンターと緊急連絡体制を構築することとし、災害等が発生したときは、迅速に対応するとともに、速やかにセンター担当者に連絡すること。